

令和6年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

令和6年3月5日（火曜日）

議事日程第3号

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（23人）

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	19番 橋村 誠
20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男	22番 後藤 健
23番 鎌田 正	24番 古谷武美	

欠席議員（1人）

18番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舩谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木隆幸

農 林 部 長	渡 邊 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐 々 木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 信 田 浩
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐 々 木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小 山 田 竜 司		

午前10時 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、18番高橋敏英議員であります。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、12番小笠原昌作議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

【12番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） おはようございます。新政会の小笠原昌作です。早速通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

連日、被害者に電話をかけるなどして、対面することなく、上手に信頼させ、指定した預貯金口座への振り込み、その他巧妙な手口で不特定多数の者から現金などだまし取る犯罪、特殊詐欺事件が相次いで増えています。県内でも、これまで特殊詐欺で千万単位や億万単位の額の金をだまし取られている被害があり、そのほかにも多額な被害が連日続いており、大きな社会問題となっています。

大仙市署管内では、昨年から大仙市、美郷町の被害額が増えており、地域警察官が高齢者宅を訪問するなど、怪しい話などがあつたらすぐ相談してほしいと警戒を強く呼び掛けております。

大仙市においても昨年、高齢者施設入居手続きを巡るトラブルの解決で架空請求詐欺に遭い、現金2,000万円以上をだまし取られた例があります。その他にも、これまで数多くの大変な被害に遭い、苦しんでいる人がいます。

連日の新聞報道にもありますように、いろいろな地域で特殊詐欺情報が掲載されています。例を挙げますと、不信電話による年金の受け取るもうけの嘘の誘いにだまされた人、副業広告に相談に乗るだけで報酬を得られるもうけ話に乗った人、スマートフォンで交流サイト（SNS）を閲覧中、投資の広告にはまり現金振り込みの要求を受けた被害者、NTTファイナンスを語って電話でだまされた人、内閣サイバーセキュリティセンターを語る男に架空請求詐欺に高齢者女性が780万円もの被害者もいました。水素エネルギー関連事業に投資するともうかる金融商品詐欺に遭い、1,900万円もの被害者もいました。携帯から個人情報盗まれているとだまされた人もいます。多額な宝くじで何億円も当たるからともうけの口車にだまされた人もいます。電子マネーのカード利用券を求められ、投資品目で15回送金、1,200万円被害に遭う人など、多種多様な仕業が限りなくあります。とにかくネットで簡単な作業を行えば莫大^{ばく}なもうけが得られるなどと持ち掛け現金を振り込ませるのは詐欺の悪質な手口であります。これまで県内最高額では、昨年、秋田市で60代女性が金融商品詐欺の被害に遭い、現金1億3,600万円だまし取られた人もいると報道がありました。本市においても2019年、1件当たり被害額1億2,000万円だまされたという情報もあります。

私から思うと、よくもこんなにお金があるもんだなと思いつつ、このようにいろいろな手口で多くの人々がだまされている状況が増える一方で、悪徳な犯罪を食い止められないのは残念でなりません。とにかく被害者ももうけ話に乗らないで、不安を感じたら警察の相談窓口や行政の相談窓口へいち早く相談するべきだと思います。たとえ手口を知っていても、配当金がある、もうかる、自分は大丈夫などと思いつむのは禁物です。特に一人暮らしの高齢者には、住民同士で詐欺の手口を日頃話題にするなど、お互いに助け合うという社会全体で目配りする必要があると思います。

先日、私の地域の老人クラブの催しに大仙市の消費生活センターの推進員の皆さんが訪れ、特殊詐欺撲滅に当たっての寸劇を見せていただきました。非常に分かりやすく、

参加者の好評を得ていました。私も初めて見ましたが、本当に勉強になり、良かったな
と思い、今後、本市においてもぜひ広げてほしいと思いました。

特殊詐欺の被害防止に秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、それに秋
田信用組合の五つの金融機関が連携し、速やかに協議会を設置し、対策を実施すること
になりました。特に佐賀県警では、行政と連携し、サイバー犯罪や特殊詐欺検査体制を
強化しているようですが、本県はどのような対策を打っているのでしょうか。

これだけ毎日多額な金が特殊被害に遭っている今日、もっと県警と関係組織と連携を
図り、より一層の特殊詐欺被害のないよう警報を出してほしいものですが、いかがで
しょうか。

全国的に多くの家庭崩壊や自殺に追い込まれている例もたくさんあると聞いています。
被害者自身も巧妙な手口が多様に存在しますので、手口の特徴をしっかりと把握し、手
を出さない、はまらないのが大切です。市民の安全・安心な生活環境を守るために、住民
にも徹底した周知が必要であり、オレオレ詐欺、悪質商法を含む特殊詐欺被害防止に、
当局の取り組みと対策をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 小笠原昌作議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、特殊詐欺被害に関する取り組みと対策についてであります。被害防止のた
めの市の取り組みといたしましては、FMはなびや商業施設の電光掲示板を活用した注
意喚起のほか、議員ご参加の出前講座や特殊詐欺に関する講話などの各種事業、高齢者
世帯への迷惑電話撃退装置の貸与などを行っており、被害に遭われる方が一人でも少な
くなるよう、工夫を重ねて取り組んでいるところであります。

このほか、大仙警察署から情報提供があった際には、速やかに市ホームページに掲載
するとともに、特に緊急性があるものについては、市のSNSにより情報発信を行って
いるほか、高齢者世帯向けにNTTが提供するナンバーディスプレイ無料サービスにつ
いても積極的に周知を図っております。

被害防止に向けた取り組みについては、国・県はもとより、金融機関や商業施設など
においても、店内放送や掲示物により注意喚起がなされており、各方面で対策が講じら
れているところではあります。被害が発生し続けていることも事実であります。被害
防止につながる情報に触れる機会が増えた一方で、それを人ごとと思わずに、自分の身

にも起こり得ることとして危機意識をもっていただくことが次の課題となっております。

また、被害防止のためには、周囲の見守りも大切な要素であり、小さな変化を見逃さないよう、普段からの声掛けを意識していただくことも重要な取り組みの一つであります。特殊詐欺に関する知識を身に付けた方が、生活の中で身近な方にお声掛けをしていただき、被害防止のための有効な情報を伝達していただくことが、より多くの方の危機意識の向上につながるものと考えております。

市といたしましては、今後とも警察や他自治体との情報共有を図り、きめ細やかな情報提供に努めるとともに、地域でのお声掛けが浸透するよう、自治会や高齢者団体等を通じた働き掛けを行ってまいります。

併せて、今後は、高齢者が集まる介護予防事業の場などにも活動範囲を広げ、啓発の強化を図るとともに、防犯協会などの関係団体と連携し、ＡＴＭやコンビニにおける対策を強化するなど、一層の特殊詐欺被害防止に取り組んでまいります。

【今野副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） １２番。

○１２番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。特殊詐欺は何種類かに分けられた手口と電話やメールなどで金銭や資産をだまし取ることで被害を与える可能性が多いわけですが、これまで３年間に大仙市管内で特殊詐欺に遭った人は何人、そして被害額の合計は幾らぐらいだったのでしょうか。また、被害者が万が一の時の身近な相談は、警察はもとより、より行政のどこに打ち明けたらよいのでしょうか。特に各支所への相談窓口はどうなっているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

また、最後に、特殊詐欺はなぜ根絶しないのか、お聞かせ願います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 小笠原昌作議員の再質問にお答え申し上げます。

はじめに、市内で過去３年間に特殊詐欺被害に遭った方の人数と被害額の合計についてであります。大仙警察署からの情報によりますと、令和３年は１５件の３８０万円、令和４年は９件の１１７万円、令和５年は１２件の３，９００万円となっております。

なお、全県の被害状況を見ますと、令和３年は４５件の７，８８８万円、令和４年は６６件の１億３３１万円、令和５年につきましては８８件の５億３９９万円となり、被

害件数、被害額ともに年々増加傾向にあります。

次に、相談窓口についてであります。本市におきましては、市民部生活環境課内に消費生活センターを兼ねる市民相談室を配置しており、窓口を市民活動交流センター A n b e e に置き、専門の相談員が相談対応に当たっております。

各支所におきましても、市民の方からお問い合わせやご相談をいただいた際には、お話を伺いした上で市民相談室に取り次ぐなどの対応をしており、職員が共通の認識の下で業務に当たっております。

最後に、特殊詐欺はなぜ根絶しないのかという問題につきましては、その背景には様々な要因があるものと思っておりますが、とりわけ近年は、インターネットをはじめとする情報通信技術の発展により、様々な手法が考案されまして、詐欺行為がより高度なものになっており、加えて、国際電話などを利用して、国境を越えて詐欺行為が行われることも容易になるなど、次から次へと新たな手口が生み出されている状況であります。また、被害者に対して恐怖心をあおったり、それから、公的機関の職員を名乗って信頼感を築いたり、それから、家族や友人に相談しないように仕向けて、孤立感を高めて判断力を鈍らせたり、それから、高額な還付金を約束して欲望や希望にアプローチしたりするなど、人間の心理的な弱みにつけ込む手口は大変巧妙なものとなっております。これらが特殊詐欺被害が絶えないことの一因になっているのではないかと捉えております。

いずれにいたしましても、被害を未然に防ぐためには、常に警戒心を持って特殊詐欺の手口を知った上で、家族や知人と情報を共有することが大切であります。市といたしましても、国・県などの関係機関から提供される最新の情報を速やかに市民の皆様にお伝えし、被害防止に努めることが市の責務であろうと考えておりますので、今後とも一層の周知・啓発活動や被害防止のための各種事業の実施に努めてまいります。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。何とか特殊詐欺、1人でも出ないように、皆さん方からも、行政、警察から撲滅、絶滅するよう努力していただきたいと思っております。本当にありがとうございました。お答えはいりません。

○議長（古谷武美） これにて12番小笠原昌作議員の質問を終わります。

【12番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

昨日、日経平均株価が市場最高値の4万314円64銭を更新しました。生活者としては実感が湧きませんが、教科書的に言えば、株価の上昇により企業は資金を調達しやすくなり、設備投資が進み、業績拡大、そして給料が増えるそうです。

公明党は、雇用の約7割を占める中小企業が賃上げをするため、多くの支援策を強化してきました。

また、公明党秋田県本部では、昨年12月、賃上げを主要課題とする地方版政労使会議の開催を佐竹秋田県知事に申し入れしました。公明党は、企業とそこで働く人々を守るために一生懸命働いてまいります。

それでは、通告に従い順次質問させていただきますので、当局の皆様のご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、女性と若者の市内定住につながる取り組みについて、2点お伺いいたします。

昨年7月、人口の社会減少と女性の地域定着をテーマにしたフォーラムが秋田市で開催されましたが、基調講演を行ったニッセイ基礎研究所の人口動態シニアリサーチャー天野馨南子さんは、その講演の中で、全国最下位である秋田県の出生数減少の原因をデータ分析に基づいて解説した上で、若者が望むライフデザインに沿った雇用を作り出す必要性があると指摘しております。

天野さんは2021年までの約半世紀の間に、県内の出生数が76パーセント減り、減少率は全国最悪であることを紹介する一方、1組の夫婦の間に生まれる子どもの数は1割ほどしか減っていないと説明。首都圏などへの若い女性の流出と、それに伴い婚姻数が7割余り減少したことこそが、秋田県の少子化の「真犯人だ」とおっしゃっております。つまり、出生数が7割強減ったのは、婚姻数が7割余り減ったからだということ

です。

秋田の転出超過は、総じて女性が男性を上回っており、特に新型コロナウイルスの流行下で大きく拡大しました。2010年から2019年にかけて男性の約1.3倍だった女性の転出超過は、コロナ禍の2020年から2022年には約1.6倍まで悪化したとのことであります。

また、社会減の3割は、20代前半の女性の転出超過によるもので、他県と比べ高卒男女の就職による転出も目立つと指摘しております。

そこで一つ目の質問ですが、市内在住の中学・高校の卒業生のうち、進学・就職で大仙市を離れる人はどれぐらいいるものかお伺いいたします。また、直近の10代と20代の人口流動の状況についても男女別にお知らせください。

私は先月、静岡県御前崎市において、市外の大学や専門学校へ進学した若者が同市に戻り、地域の企業に就職してもらうための取り組みを視察してまいりました。御前崎市では、地元就職のためのマッチングや企業情報の提供のほか、ローン金利の優遇や市内及び近隣の地域に就職した場合の借入利子相当額の助成金交付、市内企業に就職した場合の元利金返済完了後20パーセント相当額の助成など、様々な取り組みをされており、企業と若者をつなぐための熱意と努力を大いに感じてきたところであります。

そこで二つ目の質問ですが、大仙市では進学のために地元を離れた若者が再び本市に戻り定住できるために、どのような取り組みをされているのか、その内容についてお聞かせください。また、併せて、今後の方向性や考え方についてもご所見をお伺いしたいと存じます。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、女性と若者の市内定住につながる取り組みについてであります。はじめに、中学校及び高等学校の卒業に伴い、大仙市を離れる方の人数につきましては、令和5年3月に中学校を卒業した605人のうち16人が進学のため本市から転出しており、内訳として男子が9人、女子が7人となっております。

高等学校の卒業者につきましては、義務教育課程を離れた後の追跡調査が難しいことから、本市に関わるデータを持ち合わせておりませんが、「秋田県高等学校卒業者の進路状況調査」によりますと、令和5年3月に県内高等学校を卒業した生徒は6,840

人で、うち3, 152人が進学、482人が就職で県外に転出しているようでありま
す。その割合を基に、同月時点の市の住民基本台帳に記載されている18歳人口から推計
いたしますと、総数531人のうち県外への転出者が282人となり、内訳として進学が
245人、就職が37人となるものであります。推計数値でございます。

直近の人口流動につきましては、最新の「住民基本台帳人口移動報告」によりますと、
10代では男性が90人、女性が63人、これ転出超過数であります。20代では、男
性が64人、女性が68人の転出超過となっております。

次に、進学や就職に伴い大仙市を離れた方の回帰に向けた取り組みについてでありま
すが、女性をはじめとした若年層の定住促進は、本市における最重要課題の一つと捉え、
子育て支援制度等検討会議において検討を重ねながら、ライフステージに応じた多岐に
わたる取り組みを展開しているところであります。

主な取り組みといたしましては、ふるさとに対する誇りを高め、愛郷心を育む取り組
みとして、「大仙教育メソッド」に基づくふるさと教育を推進するとともに、地域学校
協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進を図っているほか、企業インターン
シップや仙北地域企業説明会を開催するなど、地域の伝統文化や産業、企業などを
知り、関心を高める機会の創出に努めております。

女性や若者の回帰を促す取り組みとして「第3期移住・定住促進アクションプラン」
に基づく各種取り組みに加え、奨学金返還助成制度による支援を実施しております。

また、市内に在住する女性をメンバーに、女性が住みやすいまちづくりに関するワー
クショップを継続的に開催し、その提案に基づき、令和6年度には若年女性をターゲッ
トにした新たなツアーを実施することとしており、ツアーの様子は首都圏の大手ラジオ
局を通じ、全国に向けて発信することとしております。

定住の重要な要素である仕事や雇用については、女性活躍の推進や働き方改革など、
多様な人材が働きやすい職場づくりに取り組む企業を応援するとともに、入社準備に係
る費用に対する支援を行っております。

また、労働需給の状況等を踏まえ、情報関連産業をはじめとした若者が望む企業の進
出を促進するため、令和6年度からサテライトオフィスの誘致に取り組むこととしてお
ります。

地域全体の寛容性を高める取り組みとして、県や連携協定を締結する企業と連携した
セミナーや講演会、ロールモデルの創出と発信などを通じ、地域や企業における女性活

躍の推進に取り組んでおります。また、「だいせんL a b o」を拠点に、若者チャレンジ応援補助金による支援や、高校生や大学生、女性にフォーカスした取り組みを積極的に展開するなど、若者の自己肯定感や自己有用感が高まるような環境づくりも進めております。

今後も、女性や若者の声を基に、こうした取り組みについて「見える化」を図りながら総合的かつ重層的に展開し、夢や希望の実現に向け大きく羽ばたこうとする若者を市を挙げて応援するとともに、培った知識や技術、経験を生かして活躍することができ、若い女性が理想とするライフデザインを描くことができる、将来世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。老松市長、子育てに一生懸命取り組んでいらっしゃるって、その前段階ということで、この若者、女性を今回取り上げさせていただきました。やはり、若者、女性がいることによって子どもが生まれ育つ、そういう環境整備のために、ぜひどういったものがあるか、明らかにしたいなと思って今回取り上げさせていただきました。

この女性と若者の市内定住につながる取り組みというものを最重要課題と捉えていただいたことに本当に感謝申し上げます。様々な取り組みがなされているようですが、なかなか、さあ戻ってくるかといった時に、どこから手をつけていいか分からないのが現状ではないかと思えます。そこで、総合的・重層的に取り組んでいきたいというふうにおっしゃっておいりましたので、そのような窓口、ホームページなんかでいいかと思うんですけれども、そういうふうな、あなたはどうしたいですかと、チャットのような感じで、そういう取り組みというものはできないものかお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

女性や若者がどういった形で大仙市に戻ってくるという時に、いろんなタイミングもありますでしょうし、それから情報収集といいますかね、そうしたことが大変大事になってくるということだと思っております。

まず、いろんな今、取り組みをですね、やっているということですが、それが若い人や女性にね、伝わっていないということであれば残念なことでありまして、これは改善しなければいけないこと。先ほど「見える化」を図るんだということをお願いしましたけども、そういった気持ちを込めてですね、申し上げさせていただきました。ちょうど今、大仙市のホームページが近いうちに改定される予定ですので、今ご指摘になった点、窓口的なものといいますかね、入り口、情報収集しやすいような、そうした利用しやすいようなホームページにしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。本当に重層的な取り組みになるとと思いますので、各部しっかり連携していただいて、使いやすい、そして情報収集しやすい、そして発信していける大仙市であっていただきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、学校における多様性への配慮についてお伺いいたします。

私は、令和3年第2回定例会でこの件について質問させていただきましたが、その際、当局から「性の多様性のみならず、障がい者、病気、外国人等を対象とする多様性を理解する教育活動により、児童・生徒の人権意識が高まり、正しい知識を持つことによって差別や偏見をなくす効果が期待できると考えており、各校における、さらなる取り組みの充実に努めてまいります。」と非常に前向きな答弁をいただいております。市並びに教育委員会のその後の対応に期待しながら注目しているところであります。

ところでその後、文部科学省は、令和4年12月に生徒指導の手引きを12年ぶりに改訂し、校則によりマイナスの影響を受ける児童や生徒がいないか検証し、絶えず見直しを行うことや、性的マイノリティーの児童や生徒への配慮として、自分が認める性別の制服や体操着の着用を認めることなどを示しています。そこで、このことに関し3点ほど質問させていただきます。

一つ目は、性的マイノリティーの児童・生徒への配慮としての、自分が認める性別の制服を着用するジェンダーレス制服の導入状況と着用状況はどうなっているのかお伺い

いたします。

二つ目は、生徒指導の手引きの改訂後、市内の学校の校則、もし校則が無いとすれば、学校内での約束事が多様性に配慮したものに改正された事例があるものか、お伺いいたします。

最近では、多様性の考え方、捉え方というものがあり、性の多様性のみならず、障がい者、病気、外国人等を対象とするなど、さらにその定義が広く深くなってきているように感じます。

一例として、「特定分野に特異な才能のある児童・生徒」、いわゆるギフテッドと呼ばれる子どもたちが存在します。ここでいう特定分野に特異な才能とは、同年代の子どもと比較して、特定の分野において特に優れた才能を持つことを意味しており、例えば学問、芸術、音楽、スポーツなど、特定の分野で突出した能力を発揮する子どもたちのことを指します。ギフテッドは、IQ（知能指数）だけで測ることができない幅広い能力を持つ人々を指すため、IQが高いことだけがギフテッドの条件ではなく、独自の特性を持つことが一般的だといわれております。

文部科学省は、令和5年度から、特定分野に特異な才能のある児童・生徒への支援推進事業（実証研究）を始めました。そして、この事業の概要において、特定分野に特異な才能のある児童・生徒は、その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱えることがあると指摘されています。このため、本事業では、こうした児童・生徒への支援方策を開発し推進するために、多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、特異な才能のある児童・生徒に対する支援に関する取り組みを実施しますと述べております。

そこで三つ目の質問ですが、本市において、この「特定分野に特異な才能のある児童・生徒」、いわゆるギフテッドについて、どのような認識をお持ちか、今後の施策の方向性なども含め、ご所見を賜りたいと存じます。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります「学校における多様性への配慮」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（古谷武美） 山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 質問の、学校における多様性への配慮についてお答

え申し上げます。

はじめに、ジェンダーレス制服の状況につきましては、現在、市内の中学校9校で、性別によらずスラックスを選べるようになっております。残る1校につきましても、この春からスラックスを選ぶことが可能となります。

女子生徒のスラックス着用状況につきましては、5校で日常的に着用している生徒がおります。

次に、多様性に配慮した校則や約束事につきましては、学校では集団生活が基本であることから、児童・生徒が守るべき学習上、生活上の約束事が様々な形で設けられております。その中で、例えば、話す人に体を向けて話を聞くことや清潔感のある身だしなみなど、全員が守るべき規律について確認しております。また、性別を問わず、名前のあとは「さん」に統一したり、髪型の規定を廃止したりするなど、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」の趣旨も踏まえながら、多様性に配慮した取り組みが進められております。

こうした約束事は、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、見直しを図っていく必要があると捉えております。

次に「特定分野に特異な才能のある児童・生徒」につきましては、文部科学省では、令和4年9月に有識者会議の「審議のまとめ」を公表しております。その中で「その才能や特性があるがゆえに学習上、生活上の困難を抱えている子どもたちがもっと身近にいるとの認識」を持つことや、「その困難に着目し、その様子と周囲の環境との相互作用を考慮しながら、困難を解消するとともに才能を伸ばしていく」ことの重要性が指摘されております。したがって、本市におきましても、こうした特性の児童・生徒が一定数おり、同じような困難を抱えているケースもあるものと捉えております。

学校では、特別支援教育をはじめ、児童・生徒一人一人の個性や実態に応じたきめ細やかな支援を大切にしておりますが、特異な才能のある児童・生徒を念頭においた指導・支援については、研修の必要性を感じております。

市教育委員会といたしましては、実証研究をはじめとする国の動向を注視するなど、支援の具体について調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。二つ目の校則、約束事について、様々な取り組みをされているということなんですけれども、実際のところ、きちんと改訂した学校、きちんと今の段階でなされている学校数など、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。山信田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山信田浩） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

現在、各中学校では、校則という形でルールを示している学校は、数ははっきり今申し上げることはできませんけれども、少ないと認識しております。ほとんどの学校は、いわゆる先ほどお話したような約束事というような形で、特に新入生の入学に関わる保護者説明会等で、そういった資料を提示するなどして約束事を各学校で決めているというような状況でございます。

当然その性の多様性に関わらず、様々な多様性に配慮したというところは、やはり各学校でも配慮しており、今こういった状況において合理的な説明ができないようなルールというものは、当然見直しを図っていく必要があるものと捉えております。

ちょっと数、きちんと変えたというような数のところまでは、現在ちょっと把握していない状況でございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） その性の多様性だったり、いろんな多様性というのは、すごいデリケートな問題で、非常に温度差があったりするかと思うんですけれども、大仙市として統一した見解で各学校に、いろんな文章の違いはあるにしても、統一した約束事を徹底していただきたいなど、これはお願いであります。なるべく早くそこあたりを検証していただきたいなど、お願いいたします。

あとは、ギフテッド、これ非常にこれも難しい、このギフテッドと認定っていうんですか、この人ギフテッドだっていうのは本当難しいところではあるんですけれども、やっぱり特異な才能がありつつも、コミュニケーションとかにちょっと困難を抱えている子どもさん、これが不登校の原因になったりするなんていう話もお聞きしております。できるだけこの文科の動きをしっかりと見ていただきながら、そういう子どもさんが困難

を抱えないような取り組みをお願いしたいと思いますが、併せて、その特異な才能を伸ばす、今回オリンピックに出られる鈴木優花さんみたいなすごい選手だったり、もしかして博士号を取ったり、ノーベル賞を取るようなすごい子どもたちがこれから出てくるかもしれません。そういった意味で、その子の才能を早く見つけていただけるような取り組みをぜひお願いしたいと思いますが、ご所見を賜りたいと存じます。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

まずはじめに、先ほどありました校則、約束事等のところ、はっきりした数字申し上げられなくて申し訳ございません。ただ、やはり常に見直しして、課題意識持つていくものというように捉えておりますので、こちらについては機会を捉えて学校にもお伝えしてまいります。

もう1点の特異な才能ということですが、まず、基本的なところは、やはり児童・生徒一人一人の実態をしっかり把握して、それに合わせた対応をするという、この基本姿勢が最も大切だということ考えております。ギフテッドという新しい言葉が出ましたけれども、やはりそういった様々な言葉ですとか定義が、やはり時代とともに示されているというか出てきております。ただ、実際には、同じような名前、同じような定義であっても、当然子ども一人一人全部違うわけですので、やはり一番の基本は、一人一人の子どもの実態把握と、それに合わせた対応、何よりもその子どもたちが、居心地がよく、そして自分の得意なものを伸ばしていける、そのためにどうすべきかということをする、これがやっぱり基本なので、まずはその部分の徹底を図りたいと思います。

ただ、同時に、やはり新しい言葉、定義が出た場合には、それに対する適切な対応が求められる、これも確かであります。したがって、議員からご指摘のありました国の実証研究ですとか、様々な情報を我々も積極的に収集しながら、その対応について、まずは市教委としてしっかり確認する、そしてそのことをまた学校に伝えながら、学校と一緒にその子たちのより良い将来、健やかな成長のために尽くしてまいりたいというふうに考えております。引き続きそういった姿勢で努力してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（古谷武美） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る3月6日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でした。

午前10時49分 散 会